

諮問番号：令和4年度 諮問第9号

答申番号：令和5年度 答申第3号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

過去に遭った詐欺の被害により障害基礎年金を振り込める口座がないため、障害基礎年金の手続が完了しておらず、仮に受給開始となっていたとしても、それは何者かが口座を開設・悪用したものであり、請求人自身は障害基礎年金を受け取っていないことから、処分庁が令和4年10月13日付け札幌白石保一第78057号により行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく費用徴収処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めらる。

2 処分庁（札幌市白石区保健福祉部長）の主張の要旨

- (1) 処分庁においては、請求人が障害基礎年金を受給していること並びに請求人名義の口座に障害基礎年金及び年金生活者支援給付金（以下これらを「本件年金等」という。）が振り込まれていることを確認しているところ、当該口座について、請求人が保有するものではないとの主張を認めるに足りる客観的な事実はない。
- (2) 本件処分は、法第78条第1項の規定に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成10年9月8日、請求人は、処分庁に対し、法による保護（以下「保護」

という。)の申請を行い、処分庁は、当該申請を受け、請求人の世帯が保護を要する状態にあると認め、保護を開始した。

保護の開始に当たり、処分庁は、請求人に対し、「生活保護のしおり」を交付し、法の趣旨について説明した。なお、「生活保護のしおり」には、収入があったときは速やかに届け出なければならず、当該収入には年金が含まれる旨が記載されていた。

イ 平成29年4月3日、処分庁は、請求人から、持病の○により精神障害者保健福祉手帳(○級)を取得したとして、その写しを提出されたことを受け、障害基礎年金を受給できる可能性があるため、主治医及び年金事務所に相談するよう助言した。

ウ 平成29年10月24日、請求人は、処分庁に対し、障害基礎年金の申請手続を終えた旨を報告し、処分庁は、年金証書等が届き次第提出するよう指導した。

その後も、平成30年2月13日から同年11月16日までの間、処分庁は、請求人に対し、進捗状況の確認を複数回行ったが、請求人からは、提出書類の修正等に時間を要している旨の報告があったものの、年金証書等の提出はなかった。

エ 平成30年1月9日から令和3年10月27日までの間、請求人は、処分庁に対し、収入申告書及び資産申告書を複数回提出したが、いずれの申告書においても、障害基礎年金に係る記載はなかった。

また、平成30年3月、平成31年3月、令和2年3月及び令和3年3月、処分庁は、請求人に対し、「生活保護のしおり(ダイジェスト)」を送付した。なお、「生活保護のしおり(ダイジェスト)」には、収入があったときはすぐに届け出なければならず、当該収入にはあらゆる収入が含まれる旨が記載されていた。

オ 令和4年1月6日、処分庁は、○から、請求人の障害基礎年金に係る検診文書の作成依頼を受けたため、当該依頼の目的等について確認したところ、請求人の障害基礎年金の更新のために必要であることが判明した。

カ 令和4年1月18日、処分庁は、請求人の障害基礎年金の受給状況を確認するため、日本年金機構に対し、法第29条第1項の規定に基づく調査を行った

ところ、同年2月14日、請求人が、平成29年11月15日から障害基礎年金を、令和元年12月13日から年金生活者支援給付金をそれぞれ受給していることを確認した。

キ 令和4年3月末、処分庁は、請求人に対し、「生活保護のしおり（ダイジェスト）」を送付した。なお、「生活保護のしおり（ダイジェスト）」には、収入があったときはすぐに届け出なければならず、当該収入にはあらゆる収入が含まれる旨が記載されていた。

ク 令和4年7月1日、処分庁は、請求人に対し、障害基礎年金の受給状況を確認したが、請求人は、過去に遭った詐欺の被害により障害基礎年金を振り込める口座がないため、障害基礎年金の手続が完了しておらず、仮に受給開始となっていたとしても、それは何者かが不正に進めた手続によるものであり、請求人自身は本件年金等を受け取っていないこと等を主張した。

ケ その後、処分庁は、請求人に対し、本件年金等の振込口座（以下「本件口座」という。）が請求人名義の口座であると特定したこと等からすれば、請求人が本件年金等を受給していると判断せざるを得ない旨を伝えたが、請求人は、本件年金等を受給していることを一貫して否定した上で、本件口座は何者かが開設・悪用したものであり、現在、警察に相談しているところであるが、これらを証明する客観的証拠はなく、相談先の警察職員の氏名等も教えられない旨を述べた。

コ 令和4年9月7日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件処分に関する協議・検討を行った。

サ 令和4年10月13日、処分庁は、請求人に対し、本件処分を行った。

シ 令和4年10月18日、請求人は、札幌市長に対し、本件処分の取消しを求め、審査請求を行った。

(2) 判断

ア 本件処分に当たり、処分庁は、請求人が平成29年11月15日から令和4年8月15日までの間に受給した障害基礎年金〇円及び令和元年12月13日から令和4年8月15日までの間に受給した年金生活者支援給付金〇円の合計額である〇円について、請求人の収入として認定したものと認められるところ、その判断を裏付けるものとして、①本件口座が請求人名義の口座である

こと、②本件口座の開設に係る届出書の筆跡と請求人が処分庁に提出した収入申告書等の筆跡が酷似していること、③実際に、本件口座に本件年金等が振り込まれていること、④請求人の妻と思われる人物が本件口座の残高の端数を調整した上で出金していること、⑤本件口座に係る金融機関の担当者から、当該金融機関では、代理人が口座を開設する場合には記録を残す取扱いとなっているところ、本件口座に係る記録は残っていないため、本件口座は請求人自身が開設したものと思われる旨を聞き取ったこと等を挙げている。

これに対し、請求人は、本件年金等を受給していることを一貫して否定した上で、本件口座は何者かが開設・悪用したものであり、現在、警察に相談している旨を主張するが、処分庁からの再三の要請にもかかわらず、その主張を根拠付ける資料を何ら示しておらず、審査請求に係る手続においても、そのような資料が一切提出されていないこと等を踏まえると、上記の金額（〇円）を請求人の収入として認定した処分庁の判断について、違法又は不当な点があるとは認められない。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年通知」という。）に照らすと、請求人は、「不実の申請その他不正な手段」（法第78条第1項）により保護を受けたものと認定せざるを得ない。よって、請求人に対し、同項の規定を適用した処分庁の判断について、違法又は不当な点があるとは認められない。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年通知」という。）に照らすと、本件年金等の額に加算措置を適用した処分庁の判断について、違法又は不当な点があるとは認められない。

エ その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和4年又は令和5年）

11月18日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
12月21日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
1月10日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出

2月22日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
3月1日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和5年）

3月10日	審査庁が、本審査会に諮問
6月30日	第1回調査審議・口頭意見陳述の実施（令和5年度第2回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

1 本件処分の法的根拠等について

法第78条第1項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定されている。

また、平成18年通知のIV4(1)において、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされている。

さらに、平成24年通知の「4 不正受給に対する徴収金への加算」において、加算措置を適用することが妥当であると考えられる場合として、①収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき、②過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき、③不正受給期間が長期にわたるものであるときが例示されており、当該加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保

護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要があるとされている。

2 本件処分について

(1) 本件年金等の受取について

ア 請求人名義の本件口座においては、平成29年11月15日から令和4年8月15日までの間に、日本年金機構が障害基礎年金〇円及び年金生活者支援給付金〇円（合計〇円）を入金したこと並びに入金された本件年金等が繰り返し出金されたことが認められる。

イ この点、請求人は、過去に遭った詐欺の被害により障害基礎年金を振り込める口座がないため、障害基礎年金の手続が完了しておらず、仮に受給開始となっていたとしても、本件口座は何者かが開設・悪用したものであり、請求人自身は本件年金等を受け取っていない旨を主張する。

しかしながら、本件口座の開設に係る届出書には請求人の氏名、生年月日、住所、電話番号等が記載され、これらの記載に係る筆跡の一部について収入申告書及び資産申告書の筆跡とかなり類似していることが認められることに加え、令和4年10月31日に処分庁が本件口座に係る金融機関の担当者から、第三者が代理で口座を開設する際は記録を残しているが、本件口座に係る記録はないため、間違いなく本件口座は請求人自身が開設した旨を聞き取ったことが認められる。

また、本件において、請求人ではない者が本件口座の開設等を行ったことを裏付ける客観的事実は認められない。

したがって、請求人のこの主張を認めることはできず、本件口座は請求人自身が開設したものと考えざるを得ない。

ウ 前記ア及びイを考慮すると、請求人は、現に本件年金等を受給し、そのことを認識していたものと認められる。

(2) 「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことについて

ア 第1回調査審議における審査庁の説明から、処分庁は、請求人に対し、平成29年11月から令和4年8月までに、本件処分において徴収することとした額〇円（法第78条第1項の規定に基づき、100分の40を乗じる前の額）を上回る〇円の保護費を支弁したことが認められる。

イ 平成29年10月24日に処分庁は、障害基礎年金の申請手続を終えた旨を報告した請求人に対し、年金証書等が届き次第提出するよう指導したほか、その後も、平成30年2月13日から同年11月16日までの間、障害基礎年金の申請に係る進捗状況の確認を複数回行ったが、請求人から、提出書類の修正等に時間を要している旨の報告があったものの、年金証書等の提出はなかったことが認められる。

ウ また、請求人は、法第61条の規定に基づき、収入について変動があったときは、速やかに、処分庁にその旨を届け出なければならないにもかかわらず、収入申告書（平成30年1月9日、同年2月13日、同年5月23日、同年11月16日、平成31年3月27日、令和元年9月30日及び令和4年7月11日提出）及び資産申告書（平成30年7月26日、令和元年11月6日、令和3年1月18日及び同年10月27日提出）には、本件年金等及び本件口座に係る記載がなかったことが認められる。

エ さらに、処分庁は、請求人に対し、平成10年11月12日に「生活保護のしおり」を、平成30年3月、平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月及び令和4年3月に「生活保護のしおり（ダイジェスト）」を送付したことが認められる。

オ 前記(1)ウの認定及び前記アからエまでの事実を基に総合的に判断すると、請求人は、本件年金等の収入について届け出なければならないこと、また、これを届け出た場合にはその分の保護費が支給されず、又は既に支給された保護費を返還しなければならないことを認識しながら、これらの事態を避けるためにあえて事実を届け出ず、収入申告書及び資産申告書に意図的に虚偽の記載を行った、すなわち、「積極的に虚偽の事実を申し立てた」（平成18年通知のIV4(1))ものと評価されるものである。

カ したがって、請求人が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとして、同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(3) 徴収金の加算について

ア 前記(2)オのとおり、収入申告書及び資産申告書に本件年金等及び本件口座に係る記載を行わなかったことは、意図的に虚偽の記載を行ったものと評価さ

れるものであることから、本件は、平成24年通知の4①「収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき」に該当する。

イ また、請求人の「不実の申請その他不正な手段」による保護の受給は、障害基礎年金を初めて受け取った平成29年11月15日から本件処分が行われた令和4年10月13日までの約5年もの長期間にわたって行われていることから、本件は、平成24年通知の4③「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」にも該当する。

ウ さらに、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況は認められない。

エ 加えて、令和4年9月7日に保護実施審査協議(ケース診断会議)において、徴収金の加算について総合的な検討が行われたことが認められる。

オ 「加算して徴収する金額は、罰則の趣旨で徴収するもの」(平成24年通知の4)であり、前記アからエまでを踏まえると、本件は極めて悪質な事例であることから、本件に係る徴収金の加算については、上限である「その徴収する額に100分の40を乗じて得た額」とするのが相当である。

したがって、支弁された保護費○円に○円(○円に100分の40を乗じた額)を加算した額(○円)を徴収することとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(4) 結論

前記(1)から(3)までのとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものであり、その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	片桐由喜
委員	中島正博
委員	津田智成